



佐渡から甲子園へ

佐渡高校が春のセンバツに出場!!

1月28日、春の選抜高等学校野球大会に佐渡高校の出場が決定しました。大会は3月23日から12日間。阪神甲子園球場（兵庫県）で開催されます。詳しくは次号で!

みんなで佐渡高校を応援しよう!!

主な内容

佐渡市経済対策 19.7億円	2~3
決算報告	4~5
「世界重要農業資産システム」への登録を申請しました	6
ぜひお越しください! 朱鷺と暮らす郷・低炭素島づくり推進フォーラム開催	24



# 経済対策

## 事業規模 19.7億円

市では、国からの交付金をベースにして、総額19億7千万円の佐渡市経済対策を実施します。

これまで、平成20年度から5度の経済対策を打ち出し、合計69億円の予算編成を行い、一定の効果が認められているところです。

しかし、長引く日本経済の低迷の中で、引き続き雇用機会の確保や地域経済の活性化を図る必要があることから、昨年9月から検討を始め、11月に国の経済対策を盛り込んだ補正予算の成立を受け、本市対策の最終取りまとめを行いました。

### 主な補助事業



#### 住宅リフォーム支援事業

住宅の質の向上と市内建築関連業者の振興を図るため、住宅リフォームに対する補助をします。

申請者が現に住んでいる住宅で、併用住宅の場合は住居部分が対象

#### 対象工事

- 補助対象経費20万円以上の次の工事
- 屋根の葺き替え、塗装、外壁の外装工事
- 壁紙の張替え、間取りの変更、床、天井などの内装工事
- 防音・断熱化工事
- 浴室、台所、トイレなど、水まわりの工事
- 建具、畳、サッシ等の工事
- 住宅バルコニー等の設置、改修工事

#### 補助率

対象経費の20%（上限20万円）

#### 申請期間

2月15日から受け付け、予算枠に達した時点で終了します。

#### 申請方法

- 申請書を市役所建設課、市役所各支所または行政サービスセンターに提出してください。申請書は建設課、支所、行政サービスセンターまたは市のホームページで入手できます。
- 2月15日～28日の間は市役所第2庁舎第6会議室（市役所隣）で受け付けます。
- 施工業者による代理申請が可能です。

#### お問い合わせ

市役所建設課 建築住宅係

☎ 63-5118

## 経済対策メニュー

### 1 雇用対策

(5.7億円)

- 集落が要望する道路等の改修工事
- トキ交流会館等の公共施設の修繕工事
- 住宅リフォーム工事への補助
- 生活保護世帯の下水道等の接続工事への助成

### 2 子育てや高齢者の生活支援

(7.4億円)

- 特定不妊治療費への補助
- 保育園、学校等の施設整備
- 公共施設への授乳室等の設置
- 老人福祉施設の整備

### 3 緑の分権改革(※)につながる取組み

(1億円)

- ペレットストーブ等の導入への補助
- 漁場の藻場造成工事
- 原生林関連道路の整備
- 世界遺産関連建造物の保存・活用

# 佐渡市



## 老朽危険廃屋対策支援事業 (木造危険廃屋の解体費補助)

屋根等が朽ち、倒壊の心配がある木造危険廃屋の解体に対し補助をします。

### 対象建物

個人が所有する住宅、物置等の木造建築物で、おおむね25年以上経過し、屋根等が朽ち、周辺的生活環境に影響を与えている建築物が対象

### 対象者

木造危険廃屋の所有者または所有者から委任を受けた方で、建替え等を目的としない方

### 対象経費

施工業者が行う解体、撤去に要する経費

### 補助率

対象経費の50% (上限50万円)

### 申請期間

2月15日から受け付け、予算枠に達した時点で終了します。

### 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添付して市役所環境対策課に提出してください。

申請用紙は、環境対策課、支所、行政サービスセンターまたは市のホームページで入手できます。

### お問い合わせ

市役所環境対策課 環境企画係  
☎ 63-3113



## 地域のにぎわい再生支援事業 (地域の祭り用具整備補助)

地域の住民が相互に交流を深めるため、集落等が行う祭りに必要な用具の整備に対し補助をします。

### 対象者

集落や町内会、祭りの保存会など地域的な共同活動を行っている団体

### 対象経費

みこし、太鼓、面、衣装、法被等を整備する経費で、総額が30万円以上のもの

### 補助率

対象経費の75% (上限100万円)

### 申請期間

3月1日から受け付け、予算枠に達した時点で終了します。

### 申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、関係書類を添付して市役所地域振興課へ提出してください。

申請用紙は、地域振興課、支所、行政サービスセンターまたは市のホームページで入手できます。

### お問い合わせ

市役所地域振興課 地域振興係  
☎ 63-4152

※緑の分権改革とは、地域資源(自然環境、クリーンエネルギー、食料、歴史文化資産等)を最大限活用する仕組みを創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図り、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

## 4 安心して暮らせる地域づくり (2.1億円)

- ・住宅用火災警報器の購入への補助
- ・救急車への半自動式除細動器の整備
- ・老朽危険廃屋の解体への補助

## 5 疲弊した地域の活性化 (2億円)

- ・製造業の海上輸送費への補助
- ・公衆トイレ等の観光施設の美化・整備
- ・旅行エージェントに対する誘客対策
- ・集落等の祭り用具整備への補助
- ・能舞台修繕や文化財の道具購入への補助

## 6 住民生活に光をそそぐ取り組み(※) (1.5億円)

- ・適応指導教室の学習環境の充実
- ・学校図書と図書館の充実
- ・ジオパークの推進

※国では、これまで住民生活にとつて大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった弱者対策・自立支援や知の地域づくりに対する交付金を創設。



# 財政事情の公表 平成21年度

# 決算報告

市では毎年2回、財政事情を公表しています。これは、地方自治法および市条例に基づき、市の収支状況や市債残高などを皆さんに知っていただくためのもので、今回は平成21年度決算についてお知らせします。

## ◆一般会計

一般会計の決算額は、歳入が514億7,451万円で、前年度に比べ64億6,971万円の増、歳出は499億488万円で、前年度に比べ63億5,685万円の増となりました。厳しい財政状況のもと歳出のより効率的な執行に努めた結果、歳入歳出差引収支は、15億6,963万円の黒字決算となりました。

### ◆歳入決算額：514億7,451万円

(単位：万円)

区 分	決算額	構成比
市 税	564,571	11.0%
地 方 譲 与 税	59,282	1.2%
利 子 割 交 付 金	2,438	0.0%
配 当 割 交 付 金	672	0.0%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	277	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	63,425	1.2%
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	247	0.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,286	0.3%
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	798	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	8,964	0.2%
地 方 交 付 税	2,258,250	43.9%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,022	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	40,022	0.8%
使 用 料 及 び 手 数 料	81,759	1.6%
国 庫 支 出 金	703,646	13.7%
県 支 出 金	275,083	5.3%
財 産 収 入	21,959	0.4%
寄 附 金	2,529	0.0%
繰 入 金	183,110	3.6%
繰 越 金	145,678	2.8%
諸 収 入	162,143	3.2%
市 債	556,290	10.8%
計	5,147,451	100.0%

### ◆歳出決算額：499億488万円

(単位：万円)

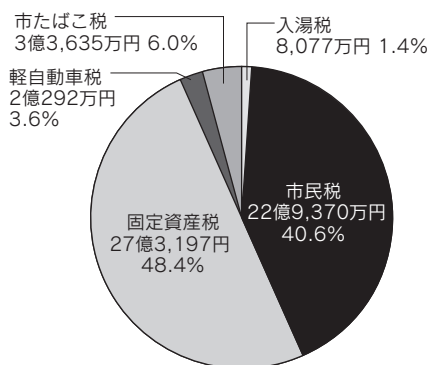
区 分	決算額	構成比
議 会 費	20,107	0.4%
総 務 費	874,982	17.5%
民 生 費	859,961	17.2%
衛 生 費	528,234	10.6%
労 働 費	905	0.0%
農 林 水 産 業 費	385,235	7.7%
商 工 費	232,381	4.7%
土 木 費	436,728	8.8%
消 防 費	271,998	5.5%
教 育 費	452,526	9.1%
災 害 復 旧 費	131,538	2.6%
公 債 費	795,893	15.9%
計	4,990,488	100.0%

### 性質別内訳

(単位：万円)

区 分	決算額	構成比
人 件 費	829,736	16.6%
物 件 費	609,093	12.2%
維 持 補 修 費	42,151	0.8%
扶 助 費	260,863	5.2%
補 助 費 等	534,586	10.7%
公 債 費	805,893	16.2%
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	135,815	2.7%
繰 出 金	644,292	12.9%
積 立 金	147,111	3.0%
普 通 建 設 事 業 費	849,334	17.0%
災 害 復 旧 事 業 費	131,614	2.7%
計	4,990,488	100.0%

## ◆市税の内訳



### <性質別分類>

- ・人件費…………… 職員給料のほか、議員や非常勤特別職の報酬などに使われたお金
- ・物件費…………… 非常勤職員の賃金や各施設の維持管理などに使われたお金
- ・扶助費…………… 生活保護など社会保障に使われたお金
- ・補助費等…………… 補助金・負担金などに使われたお金
- ・繰出金…………… 特別会計などに繰り出したお金
- ・普通建設事業費… 道路・学校・公共施設などの整備に使われたお金

## ◆市民一人あたりにこのくらいのお金が使われました (平成22年3月31日現在の人口64,268人で計算しています。)

★議会費 議会の運営に使われたお金 3,129円	★総務費 行政の運営や市税の徴収、広報発行などに使われたお金 136,146円	★民生費 高齢者、障がい者福祉や子育て支援の充実などに使われたお金 133,809円	★衛生費 ごみ処理や保健事業などに使われたお金 82,192円	★農林水産業費 農林水産業の振興などに使われたお金 59,942円
★商工費 商工業や観光の振興に使われたお金 36,158円	★土木費 道路や住宅の整備などに使われたお金 67,954円	★消防費 防災や救助活動などに使われたお金 42,322円	★教育費 学校教育の充実や生涯学習の推進などに使われたお金 70,412円	★公債費 市の借金返済のために使われたお金 123,840円



## ◆特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合に一般会計と区分して経理する会計で、国民健康保険特別会計など15会計があります。

(単位：万円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越財源	差引残額
国民健康保険	745,754	721,451	0	24,303
老人保健	6,392	5,670	0	722
後期高齢者医療	71,013	69,496	0	1,517
介護保険	691,367	681,268	0	10,099
簡易水道	175,978	161,879	2,855	11,244
下水道	481,493	468,024	4,779	8,690
土地取得	194	194	0	0
ケーブルテレビ	23,767	22,680	0	1,087
歌代の里	45,544	45,177	0	367
すこやか両津	58,944	56,363	90	2,491
五十里財産区	43	42	0	1
二宮財産区	1,787	1,774	0	13
新畑野財産区	1,026	989	0	37
真野財産区	323	262	0	61
空港用地取得補償	159,204	0	0	159,204

## ◆平成21年度に取り組んだ主な事業と成果

区分	項目	決算額
総務費	◆世界遺産文化財指定事業 文化財を国指定するための調査および保存管理を行いました。	1億7,977万円
	◆第64回国民体育大会開催事業 トキメキ新潟国体の軟式野球成年男子・バスケットボール成年男子の正式種目の競技運営や開催記念イベント、環境美化活動などを行いました。	4,750万円
民生費	◆高齢者・障害者向け住宅整備事業 身体状況に適した住宅改修経費の一部を補助し、住み慣れた住宅で安心して生活ができる住環境整備と、介護者の負担軽減を図りました。	911万円
衛生費	◆すこやかな妊娠・出産事業 妊婦健康診査の公費負担回数を4回から14回に拡大するなど、妊娠から出産までにかかる経済的な負担の軽減を図りました。	4,532万円
農林水産業費	◆米の販売戦略推進事業 朱鷺と暮らす郷米を核とした、環境に優しい佐渡米の情報発信と販売拡大に努めた結果、大手スーパーなどでの取扱いが拡大しました。	3,583万円
	◆地域食材活用推進事業 県と連携し、寒ブリや南蛮エビのブランド化を目指して、戦略会議・販売PR展開などを行いました。	174万円
商工費	◆佐渡地域内循環体制確立事業 島内でパンに対応した米粉を製造し、島内の米粉拡大と佐渡米の消費拡大につなげるための事業を実施しました。	2,105万円
	◆観光振興対策事業 JR東日本構内および車内に佐渡観光誘客ポスターを掲出しました。また、佐渡フォトコンテストを実施し、佐渡観光のイメージアップなどを行いました。	6,550万円
土木費	◆道路橋りょう維持補修事業 良好な道路環境を確保するため、道路および側溝の維持補修工事を実施したほか、橋りょう点検を実施しました。	3,102万円
消防費	◆消防本部庁舎建設事業 合併に伴い、機能的な位置に通信司令室、訓練塔を兼ね備えた消防本部庁舎を建設するため、庁舎本体工事を実施しました。	9億100万円
教育費	◆金井小学校移転改築事業 佐渡総合病院の移転新築工事に伴う学校環境の整備などを行いました。	6,634万円

## ◆市債の現在高

市債は、市が大きな事業を実施した時に借り入れたお金で、市の借金にあたります。(単位：万円)

会計名	平成21年度末現在高	
一般会計	5,374,683	
特別会計	簡易水道	624,585
	下水道	2,515,063
	土地取得	456
	ケーブルテレビ	43,906
公営企業会計	すこやか両津	84,327
	水道事業	877,377
	病院事業	63,306

## ◆市有財産の内容

庁舎、保育園、小・中学校などの建物や土地、市の貯金にあたる基金などの状況は次のとおりです。

区分	平成21年度末現在高
▽土地	73,448,813㎡
▽建物	561,633㎡
▽山林	61,758,803㎡
▽有価証券	7,708万円
▽各基金計	1,321,385万円

※基金は、ある目的のために積立て、準備しておく資金のことで、「教育文化施設建設基金」、「トキ環境整備基金」などの基金があります。

## ◆公営企業会計

公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、水道事業会計、病院事業会計があります。

### ○水道事業会計

(単位：万円)

区分	決算額	
収益的	収入	111,399
	支出	106,341
資本的	収入	89,280
	支出	140,157

### ○病院事業会計

(単位：万円)

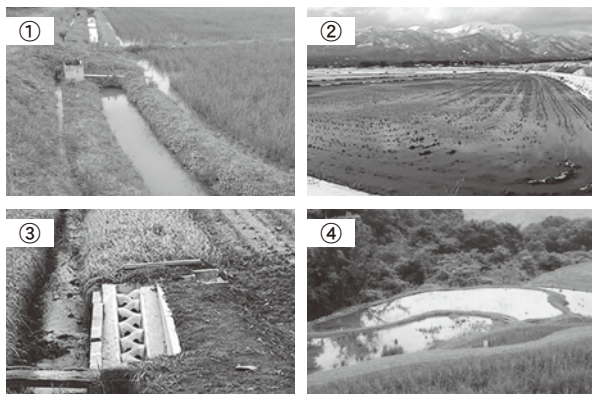
区分	決算額	
収益的	収入	224,708
	支出	228,465
資本的	収入	98,092
	支出	27,331



# 「世界重要農業資産システム」 (GIAHS・ジアス)

Globally Important Agricultural Heritage Systems

## への登録を申請



生きものを育む農法

- ①江(深み)の設置
- ②ふゆみずたんぼ
- ③魚道など水路の設置
- ④ビオトープの設置

佐渡市は、国際連合食糧農業機関(FAO)に対して「世界重要農業資産システム(GIAHS)」への登録を申請しました。

GIAHSの認定は、先進国ではあまり事例がなく、認定されれば日本国内では初めてのケースになります。

認定されると国内だけでなく、国際的な知名度も高まり、観光や農林水産物の販売促進など、多様な効果が期待されます。

※佐渡と同時に石川県の「能登の里山里海」も申請しました。

佐渡の米づくりは、弥生時代以降1700年の歴史を有し、江戸時代には金山が開発されたことにより人口が増大し、多くの農地が拓かれました。そして、鬼太鼓や能など多くの伝統芸能や多彩な文化が発展しました。

佐渡は、日本の野生トキの最終生息地であり、2008年からは人工繁殖によるトキの野生復帰の取組みが行われています。

トキの野生復帰にはエサ場となる水田の存在が不可欠です。現在、農家・地域住民が共同で水田の生物多様性を確保するための条件整備と「生きものを育む農法」による米づくりが進められ、その面積は年々拡大しています。こうした

水田で収穫された米は「朱鷺と暮らす郷米」として認証、付加価値の高い米として販売されています。

佐渡の「トキを育む生きものと共生する島づくり」は、生物多様性の保全と持続的な環境保全型農業の浸透、農家の所得向上という多面的な効果を生んでおり、世界的なモデルとなると考えられます。

地球環境の保全が叫ばれる中、佐渡市においても自然と調和し、トキをはじめとする地域の生物との共存を果していくことが未来の農業のスタンダードになっていくものと考えます。

## GIAHS(ジアス) とは?

国連農業食糧機構(FAO:本部ローマ)がグローバル化などの影響で衰退してきている伝統的農業や文化、地域景観の保全や持続的な活用の推進を図ることを目的に、平成14(2002)年に提唱した「世界重要農業資産システム」です。世界遺産と対比して「世界農業遺産」や「農業の世界遺産」とも呼ばれます。

GIAHSでは現在営まれている農業や土地利用だけでなく、生態系や地域景観、慣習、伝統など農業を営む上で関連する文化的要素を含めて資源として考えます。これらの資源のうち農業生産と生物多様性保全について総合的に評価し、次の世代への継承を目指すものです。

これまでチリのチロエ諸島でおよそ200種のイモを栽培する「チロエ農業」や、フィリピンのルソン島イフガオの棚田など8か所がGIAHSに登録されています。



# 市民税非課税世帯へ

## 地上デジタル放送受信を支援

どのような支援ですか？

地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村市民税非課税世帯に対して簡易な地上デジタル放送対応チューナー（以下「簡易なチューナー」）1台を無償で給付します。

誰が支援を受けられるのですか？

支援の対象は「世帯全員が市町村市民税非課税の措置を受けている世帯」です。

※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

※すでに地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意ください。

支援の内容は？

①簡易なチューナー（1台）を無償で給付します（※現物支給です。テレビは給付しません）。

簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー（1台）は、お住

まいへ配送します。

※簡易なチューナー1台は、

ご自身で設置

してください。

アンテナの工事などが必要な場合は、ご自身で行ってください。

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

申込期限

平成23年7月24日まで（消印有効）

※平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提となっております。

※締切直前になると申込みが集中するおそれがありますので、お早めにお申し込みください。

支援の申込み方法は？

必要書類を添えて支援の申込書を総務省地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

申込書の入手方法

①申込書は市役所に用意してあります。

②総務省地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。

③総務省地デジチューナー支援実施センターのホームページからも入手できます。

お問い合わせ

○市町村市民税非課税世帯への支援に関するお問い合わせ

総務省地デジチューナー支援実施センター  
ナビダイヤル 0570-023724

（ナビダイヤルが利用できない場合）  
043-332-2525）  
FAX 043-302-284

<http://www.chidejishien.jp>

受付時間 午前9時～午後9時（土日祝は午後6時まで）

○NHKの放送受信契約に関するお問い合わせ

NHKふれあいセンター  
ナビダイヤル 0570-077077

（ナビダイヤルが利用できない場合）  
050-3786-5003）  
FAX 045-522-3044

<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

受付時間 午前9時～午後9時（土日祝は午後6時まで）



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

コミュニティ助成事業は、(財)自治総合センターが、自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、宝くじの普及広報を行うとともにコミュニティの健全な発展を図ることを目的に、様々なコミュニティ活動に助成を行っています。

春日区（両津）では、自治宝くじの助成金であるコミュニティ助成事業の助成を受けて、お祭り用具（鬼面、鬼面カツラ、鬼衣装、太鼓、提灯、麻糸）を整備しました。このお祭り用具を活用して、コミュニティ活動の更なる活性化を図っていくこととしています。

お問い合わせ 市役所地域振興課 地域振興係 ☎63-4152



# 所得税の 確定申告書は 自分で作成してお早めに

2月16日(水)~3月15日(火)

## 所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

※日本国内に住所を持っているか、現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

## 申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷した「書面」により提出することができます。ほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出することもできます。また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※所得税の確定申告書は、平成22年分以降に使用するものから、住民税用がなくなり、提出用・控用の2枚で1組となります。なお、添付書類は、申告書の裏面にはらず、添付書類台紙などにはつて申告書と一緒に提出してください。

## 申告書の税務署への送付

確定申告書は、「信書」に当たるところから税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません）。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、確定申告書を郵便または信書便で税務署に送付する場合、その郵便物または信書便物の通信日付印に表示された日を提出日とみなします。申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便または信書便を利用されるようご注意ください。

※ゆうパック、EXPAK500、ゆうメール、ポストケットでは、信書を送付することができません。詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

## 納期限は3月15日。ぜひ振替納税で！

確定申告による所得税の納期限は平成23年3月15日(火)です。申告書の提

出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をぜひご利用ください。

振替納税	振替日（平成23年4月22日(金)）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 *振替納税のお申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成23年3月15日(火)までに提出してください。 *転居等により所轄の税務署が変わった場合や、すでに振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となります。
現金で納付	納期限（平成23年3月15日(火)）までに金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 *金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税	自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

平成22年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成23年2月16日（水）から同年3月15日（火）までです。

申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、佐渡税務署におたずねください。

なお2月16日（水）から3月15日（火）の確定申告期間中の申告相談会場はアミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）1階はまなすホールとなりますのでご注意ください（この期間中は佐渡税務署での相談は行っておりません）。また当会場では、現金等での納税は取り扱っておりません。

※昨年とアミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）内での会場が変更になりました。



# 住民税・所得税の 申告相談会場

お問い合わせ 市役所税務課(市民税係) ☎63-5110

申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険税等の算定資料にもなります。また申告がないと所得証明等を出すことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いいたします。

## ◆ 申告時の注意点

- ・医療費控除を受けられる方へ  
医療費の明細書が必要です。医療を受けた人別に、受けた医療機関別で、かかった治療費をまとめてください。所定の用紙は市役所の窓口にあります。
- ・住民税が給与天引きされている方で、給与以外の所得のある方へ  
給与以外の所得にかかる住民税をご自分で納付することもできます。ご希望の場合は申告の際にお申し出ください。

## ◆ 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票の原本(年金、給与) ※確定申告時に添付しますので、必要な方は事前にコピーしてお持ちください。
- ③控除を受けるための証明書等(医療費の領収書/生命保険料、地震保険料の証明書/国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付額証明書/国民年金の支払証明書)
- ④口座番号がわかる資料(所得税の還付申告をされる方)
- ⑤収支内訳書(農業、営業、小作等の事業所得のある方)

## ◆ 申告相談の日程

下記の会場・日程で申告相談を行います(土日を除く)。

常設申告相談会場 (受付 午前9時～正午/午後1時～4時)

地区	会場	相談受付期間
両津	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	2月16日(水) ～3月15日(火)
相川	相川支所 2階 第1応接室	
国中	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール	

臨時申告相談会場 (受付 午前9時～正午/午後1時～4時)

地区	会場	相談受付期間
新穂	トキのむら元気館 1階 第2・3会議室	2月16日(水) ～2月22日(火)
畑野	畑野行政サービスセンター 3階 大会議室	2月23日(水) ～3月1日(火)
真野	真野行政サービスセンター 3階 大会議室	3月2日(水) ～3月8日(火)
金井	市役所本庁 会議室棟 1階 第2会議室	3月9日(水) ～3月15日(火)
赤泊	赤泊行政サービスセンター(赤泊総合文化会館) 2階 第2会議室	2月16日(水) ～2月23日(水)
小木	小木地区公民館 1階 第2会議室	2月24日(木) ～3月3日(木)
羽茂	羽茂支所 3階 第2会議室	3月4日(金) ～3月15日(火)

※臨時申告相談会場は、受付期間外の申告相談は行いません。(3月15日までの提出は可能です)

## 還付される税金がある場合の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ)を正確に記入してください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額のほかに加算税が賦課される場合があります。延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

## お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276

自動音声案内が流れますので、該当の番号を選択してください。

0 所得税・消費税・贈与税の確定申告のご相談や申告書類に関するお問い合わせ、または最高裁判決に基づく年金課税の取扱いの変更に関するお問い合わせ

1 (国税局電話センターへおつなぎします。)

2 その他の税金のご相談(国税局電話センターへおつなぎします。)

3 税務署からの照会やお尋ね、職員にご用の方(税務署の職員におつなぎします。)

※アミューズメント佐渡(佐渡中央文化会館)に、申告や納税等のお問い合わせをしないようお願いいたします。



皆さんの声をお寄せください\*\*\*

## パブリックコメント（市民意見提出手続）

今回「意見を募集する案件」

### 佐渡市歯科保健計画について

市では、いつまでも元気で自分らしく暮らせる佐渡を願い、「歯や口の健康」を通じていきいきと元気に生活するため、佐渡市歯科保健計画の策定を進めてきました。市民へのアンケート・インタビューを実施し、関係者による協議を重ねてきました。

このたび、原案がまとまりましたので、佐渡市歯科保健計画（案）を公表し、意見の募集を行っています。

市民の皆さまからお寄せいただいた意見等を考慮し、計画を取りまとめたので、ご意見をお聞かせください。



閲覧および意見募集期間

2月28日（月）まで

#### 資料の閲覧

市役所市民生活課健康推進室・各支所福祉保健係・各行政サービスセンター・中央図書館・佐渡市公民館・各教育事務所および出張所・市ホームページで閲覧できます。

#### 意見の提出

住所・氏名等を記入し、直接持参するか、郵便、FAX、メールなどでご意見をお寄せください。

市民の皆さまから寄せられたご意見に対して、個別に回答は行いませんが、寄せられた意見の概要と、それに対する市の考え方を市ホームページ等で公表します。

#### 意見提出・お問い合わせ

市役所市民生活課 健康推進室  
〒952-1292  
佐渡市千種232番地

☎ 63-3115

FAX 63-3300

メール pub@city.sadorinigata.jp

## 新潟県議会議員一般選挙

### （佐渡市選挙区）のお知らせ！

#### ■立候補予定者説明会

日時 3月17日（木）

午後1時30分から

場所 佐渡島開発総合センター2階  
第2研修室（佐渡市両津湊198番地）

※市役所両津支所のとおりです。

その他 当日、立候補届出に必要な書類をお渡しします。

#### ■事前審査

期間 3月22日（火）～28日（月）

※土曜日および日曜日については、選挙管理委員会にご確認ください。

時間 午前8時30分～午後5時

場所 佐渡市役所会議室棟 1階

選挙事務室（佐渡市千種232番地）

#### その他

(1) 立候補届出関係以外の書類審査も随時行いますので、持参してください。（選挙事務所設置届、出納責任者選任届、報酬支給者の届、選挙立会人の届など）

(2) 選挙運動用通常葉書、選挙運動

用ポスターの事前審査も行いますが、その際には試し刷り段階のものを持参してください。

(3) 事前審査の際には、候補者の印鑑（届出書に押した印鑑）を持参してください。

#### ■立候補の届出

届出の日 4月1日（金）

時間 午前8時30分～午後5時

場所 金井コミュニティセンター2階  
大会議室（佐渡市千種240番地）

持参する書類等 届出関係書類、届出書持参人の印鑑、候補者届出書（本人届出）に押印された候補者の印鑑、（あわせて推薦届出の場合は、推薦届出者全員の印鑑）

#### お問い合わせ

選挙管理委員会事務局  
☎ 63-3111





# 不用物品を 売却します

## 売却予定物品

保管	物品番号	財産名	最低売却価格
	159	事務用椅子	100円
	160~164	応接椅子	各100円
	165	応接椅子	100円
	166~171	折りたたみ椅子	各100円
	172~182	折りたたみ椅子	各100円
	183	黒板	100円
	184~191	会議用椅子	各100円
	192	会議用椅子	100円
	193~196	折りたたみ会議用テーブル	各100円
	197	スピーカー（2個セット） ※正常動作の保障はできません。 ご使用にあたっては、メーカー等の メンテナンスが必要と思われます。	100円
	198	天板フラップ式会議用テーブル	500円
	199~206	肘付き折りたたみ椅子	各100円
	207	肘付き会議用椅子	100円
	208	演台・花台セット	200円
	209	演台	100円
	210	行事予定表	100円
	211~214	応接椅子	各100円
両 津 支 所	215~218	会議用椅子	各100円
	219	会議用椅子	100円
	220	折りたたみ椅子（黒）	100円
	221~229	折りたたみ椅子（黒）	各100円
	230	折りたたみ椅子（黒：破れあり）	100円
	231	折りたたみ椅子（茶）	100円
	232	折りたたみ椅子（青）	100円
	233	演台	500円
	234	応接テーブル	100円
	235	電話台	100円
	236	折りたたみ会議用テーブル	100円
	237	長机	100円
	238	行事予定表	100円
	239~272	肘付き折りたたみ椅子	各100円
	273	収納棚	100円
	274	収納棚	100円
	275、276	折りたたみ会議用テーブル	各100円
	277	収納棚	100円
	278、279	灰皿スタンド	各100円
	280	やかん	100円
281、282	ガラス製灰皿	各100円	
283	ガラス製灰皿	100円	
284	ガラス製灰皿	100円	
285	ガラス製灰皿	100円	
286	ガラス製角皿	100円	
287	灰皿（15個セット）	100円	

※見積書には最低売却価格以上の金額を記載してください。

公共施設の整理等により不用になった物品を売却します。長期間使用した物品ですので現物をよく確認してから、見積書を提出してください。詳細については実施要領をご覧ください。（市のホームページからもご覧いただけます。）

**参加資格**  
20歳以上の市民および法人で、次に該当する方を除きます。  
①破産者で復権を得ない方 ②市税を滞納している方 ③佐渡市職員

**見積書の受付期間**  
2月14日（月）～2月25日（金）  
※消印有効

**見積書の提出・実施要領配布場所**  
市役所財務課管財係、両津支所市民課庶務係（その他の支所および行政サービスセンターは実施要領の配布のみ）

**内覧会場**  
見積書の受付期間中、物品を保管する両津支所で確認できます。確認を希望する場合は両津支所市民課（☎22-3111）へ事前にお

申込みください。  
**開札日時・場所**  
2月28日（月）市役所財務課内

**物品の引渡し方法・日時**  
見積額に消費税相当額を加算した売買代金を納入後、現状での引渡しとし、3月1日（火）から3月11日（金）までの間に搬出してください。ただし、土日祝日を除きます。

**お問い合わせ**  
市役所財務課管財係  
☎63-3114



# 佐渡を美しく

一人ひとりの心がけで  
クリーンでエコな佐渡に

## 不法投棄には、厳しい罰則

不法投棄は犯罪です。絶対にやめましょう。

法律により、個人の不法投棄には、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合には、最高で3億円以下の罰金が科せられるなど厳しい罰則が定められています。

市では、各地区に配置した不法投棄監視員や不法投棄撲滅リーダーでつくる市不法投棄監視員ネットワーク（会長 安藤卓也さん）とともに、不法投棄や放置車両の撤去事業を進めています。

今年度は12月末までに、これまでの不法投棄箇所や放置車両に加え、不法投棄監視員等からの報告により新たに発見された不法投棄と放置車両をそれぞれ180か所、282台撤去しました。

不法投棄や放置車両は、私たち一人ひとりの心がけしだい「ゼロ」にできるものです。

## 違反すると10000円の過料

ポイ捨てによるたばこの吸殻や空き缶等の散乱、飼い犬のふん害を防止し、地域の環境美化と快適な生活環境を確保するために、平成21年4月から「佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行されています。同年7月からは環境美化指導員を配置して違反行為の監視を行っています。また、道路には心無い人によるたばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て、公園や海岸付近の歩道には飼い犬のふんの放置が見受けられます。

清潔で美しい島づくりのため、市民一人ひとりが考え、行動することが大切です。

## お買い物にはマイバッグ 「レジ袋ゼロ運動」 マイバッグキャンペーンを実施

佐渡市レジ袋ゼロ運動推進連絡会では、今年度新たに「レジ袋ゼロ運動」協力店となった「クスリのコダマ佐和田店」と「マツモトキヨシ佐渡店」を会場に、マイバッグ持参の呼びかけや、店頭アンケート調査を行いました。

調査では、買い物にマイバッグを「毎回持参している」「ほとんど持参している」と回答した方が8割と、「レジ袋ゼロ運動」の成果が現れています。

今後はアンケート結果をもとに、さらなる「レジ袋ゼロ運動」の推進に取り組んでいきます。

アンケートには、お忙しい中368名の方からご協力をいただきました。ありがとうございました。



## お願いします

### 「市内飲食店経営者の皆さまへ」

飲食業を営み、その事業活動に伴って生じた生ごみなどの廃棄物（1日平均排出量が30kg以上）は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

通常のごみ収集とは別に、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約するか、または直接クリーンセンターへ搬入してください。

### 「市内鮮魚小売店経営者・鮮魚取扱事業者の皆さまへ」

鮮魚の小売や取扱いにより不要となった発泡スチロールは、事業者自らの責任で処理しなければなりません。

各地区での通常の廃プラスチック収集とは別に、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約するか、または直接クリーンセンターへ搬入してください。汚れがひどいものは、リサイクルできない場合があります。

※一般家庭で不要になった発泡スチロールは、これまでどおり通常の廃プラスチックの収集日に出してください。

